

生駒市訓令甲第2号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月17日

生駒市長 山下 真

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成24年3月生駒市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を削り、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 指導主事 市長事務部局の指導主事をいう。

第2条に次の1号を加える。

(12) 副園長 保育所の副園長をいう。

第3条中「係長（）」の次に「副係長を置く課にあつては副係長、主査を置く課にあつては主査、副係長及び」を加える。

第4条第9項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 保育園長不在のときは副園長がその事務を代決する。

第63条中「課長補佐及び指導主事」を「指導主事及び課長補佐」に改め、同条に次に1項を加える。

2 副園長は、園長が不在で急を要する場合に限って別表の1の表第3号及び第4号イに掲げる事項について専決することができる。

別表の1の表第1号イ中「主幹」の次に「、指導主事」を加え、「、指導主事」を削る。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。